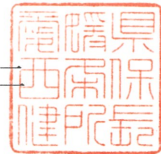


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県大垣市青野町882番地3
氏名 中部興運株式会社
代表取締役 福下 毬那

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 7年 3月 16日
令和12年 3月 15日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 平成17年 3月 16日
○更新許可 平成22年 3月 16日
○変更許可 平成27年 3月 5日

(廃酸、廃アルカリ及び汚泥の3種類について、シアン化合物を含むことにより有害なものを追加)

(裏面へ続く)

(裏 面)

- | | |
|---|----------------|
| ○更 新 許 可 | 平成 27年 3月 16日 |
| ○本店所在地変更 (旧: 岐阜県大垣市青野町 1 1 0 6 番地) | 平成 27年 8月 27日 |
| ○変 更 許 可
(廃油について、ジクロロメタンを含むことにより有害なものを追加) | 平成 29年 11月 28日 |
| ○変 更 許 可
(廃油について、四塩化炭素を含むことにより有害なものを追加) | 平成 30年 2月 19日 |
| ○代 表 者 変 更 (旧: 福下 勝良) | 令和 元年 5月 14日 |
| ○変 更 許 可
(廃油について、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものを追加) | 令和 2年 3月 4日 |
| ○更 新 許 可 | 令和 2年 3月 23日 |
| ○更 新 許 可 | 令和 7年 3月 16日 |

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無